日光市監査委員告示第２３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項及び第７項の規定に基づき、定例監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和７年１０月３０日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

１　監査の対象　　藤原行政センター
　　鬼怒川・川治温泉観光開発株式会社
２　監査の期間　　令和７年１０月１０日～令和７年１０月２４日
３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

藤原行政センター

４　監査の期間

令和７年１０月１０日～令和７年１０月２４日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について、令和７年５月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

（ア）会計年度任用職員の振替代休の取り扱いについて、半日（４時間）に満たないにもかかわらず振替代休としているものが見受けられた。

８　意見及び要望

なし

令和７年度　財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定による財政援助団体等監査

３　監査の対象

鬼怒川・川治温泉観光開発株式会社

４　監査の期間

令和７年１０月１０日～令和７年１０月２４日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は総務部長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

８　意見及び要望

なし